



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
8月29日  
号外(1)  
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 雑報

環境影響評価準備書の縦覧公告..... 1

## 雑報

### 環境影響評価準備書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第13条第1項の規定に基づき、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書を作成し、滋賀県知事および彦根市長に送付しましたので、同条例第14条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書を縦覧に供します。

令和4年8月29日

- 1 公告する事業者 彦根愛知犬上広域行政組合 管理者 和田裕行
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 彦根愛知犬上広域行政組合 管理者 和田裕行 犬上郡豊郷町四十九院1252番地
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業
  - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業(滋賀県環境影響評価条例別表第6号に掲げる事業)
  - (3) 規模 焼却施設 139トン/日
- 4 対象事業実施区域 彦根市清崎町地先(西清崎)
- 5 関係地域の範囲 彦根市須越町、甘呂町、三津屋町、日夏町、石寺町、蓮台寺町、下西川町、清崎町、川瀬馬場町、稲里町、下岡部町、上岡部町、賀田山町、南川瀬町、楡町、千尋町、太堂町、金沢町、海瀬町
- 6 環境影響評価準備書の縦覧場所
 

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)

滋賀県湖東環境事務所(彦根市元町4番1号)

彦根愛知犬上広域行政組合(犬上郡豊郷町四十九院1252番地)

彦根市市民環境部生活環境課(彦根市元町4番2号)

彦根市稲枝支所(彦根市田原町13番地1)

彦根市鳥居本出張所(彦根市鳥居本町1491番地6)

彦根市河瀬出張所(彦根市森堂町131番地)

彦根市亀山出張所(彦根市賀田山町278番地2)

彦根市高宮出張所(彦根市高宮町2311番地)

グリーンピアひこね(彦根市清崎町1118番地)

愛荘町役場くらし安全環境課(愛知郡愛荘町愛知川72番地)

豊郷町役場住民生活課(犬上郡豊郷町石畑375番地)

甲良町役場住民人権課(犬上郡甲良町在士353番地1)

多賀町役場産業環境課(犬上郡多賀町多賀324番地)

なお、彦根愛知犬上広域行政組合ホームページ(<https://www.genaiken-kouiki.jp>)でも電子縦覧を行っています。
- 7 環境影響評価準備書の縦覧の期間および時間 令和4年8月29日(月)から9月28日(水)の各縦覧場所における執務時間内

## 8 意見書の提出

- (1) 当該環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
- (2) 意見書の提出方法 令和4年8月29日(月)から10月12日(水)までの間に彦根愛知犬上広域行政組合(〒529-1161 犬上郡豊郷町四十九院1252番地)宛てに意見書を郵送、持参または電子メール(genaiken.kouiki@jupiter.ocn.ne.jp)により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、彦根愛知犬上広域行政組合ホームページからダウンロードできます。

- 9 この公告で示した事項に係る問合せ先 彦根愛知犬上広域行政組合 建設推進室 担当 杉山、宇野、藤井 電話 0749-35-0015